内部通報・外部通報制度のご案内

〇大阪市博物館機構では、適切な職務遂行及び社会的信頼の確保を目的として、「内部通報及び外部通報に関する規程」を制定し、通報の手続きを定めています。

〇通報者は、通報対象事実が生じ、または、まさに生じようとしていると思慮した場合に通報ができます。

〇通報者はその後の調査に協力した職員が、通報や調査に協力したことなどを理由に不利益な取り扱いを受けることはありません。

規程 第12条 通報の処理に従事する役職員は、通報の内容及び調査等で得られた個人情報等職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定する者は、調査、是正措置及び処分等のために当該情報を必要とする関係役職員等以外の者に、職務上知り得た秘密を開示してはならない。

◎通報の対象事実

法令、機構が定める規程、その他機構の定め等の違反、その他の不正な行為（当該行為が生じる恐れのある場合を含む。）が該当します。

通報者は虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、その他不正の目的を持つ通報を行ってはいけません。

◎通報が可能な者

機構の役職員及び派遣契約、その他の契約に基づき機構の業務に従事する者が通報できます。

また、上記以外の外部からの通報も受け付けます。【予定】

◎通報の方法

通報に当たっては、

①通報票または同様の事項（自己の氏名、所属、通報対象事実の内容、証拠の状況など）を記した書面を電子メール、ファクシミリ、封書もしくは通報窓口へ直接提出してください。

②電話もしくは口頭による通報も可能ですが、お手元に通報票をご準備いただくとスムーズです。

◎通報対応の流れ

別紙参照

内部通報窓口：地方独立行政法人大阪市博物館機構
事務局総務課 内
住所 540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-32
電話 06-6940-4330 Fax 06-6940-0551
メール 【後日専用メールアドレスを掲載します】

外部通報窓口：地方独立行政法人大阪市博物館機構
外部窓口
【後日、外部窓口の連絡先を掲載します】

【通報対応の流れ】

別紙

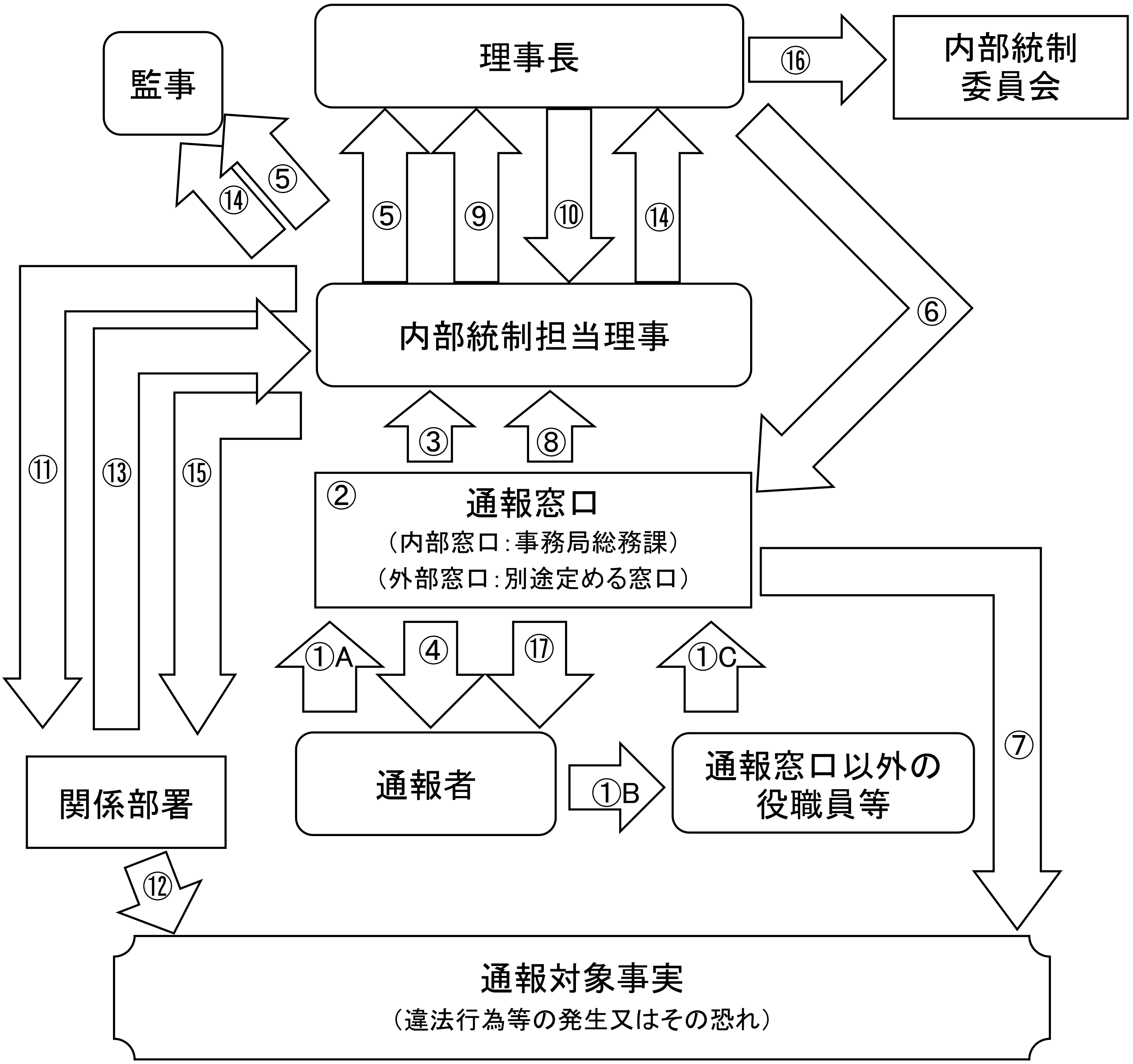

①A：通報(5 条)
①B：通報(7 条 1)
①C：書面による通報内容の提出及び口頭による
通報内容の聴取、通報票への記載・提出（7 条 2)
②：受理・不受理の決定(6 条)
③：受理・不受理の報告(6 条 3)
④：受理・不受理の通知(6 条 4)
⑤：受理・不受理の報告(8 条 1)
⑥：調査命令(8 条 2)
⑦：調査(8 条 4)
⑧：調査結果の報告(8 条 5)
⑨：調査結果の報告(8 条 5)
⑩：是正措置等の指示(10 条 1)
⑪：是正措置等の命令(10 条 1)
⑫：是正措置等(10 条 2)
⑬：是正措置等の報告(10 条 2)
⑭：是正措置等の報告(10 条 2)
⑮：適宜確認・追加命令(10 条 3)
⑯：調査結果・是正措置等の報告(10 条 4)
⑰：調査・是正措置等の結果の通知(13 条)